

## 清川村地域おこし協力隊事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 人口減少や高齢化が進む清川村（以下「村」という。）において、地域の活性化や産業振興等を図るため、地域外の人材を積極的に誘致し、地域における活動を通じて、その定住や地域力の維持・強化を推進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、清川村地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

### (身分)

第2条 地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

2 この要綱で定めるもののほか、隊員の任用、勤務条件、報酬その他就業に関する事項は、地方公務員法、清川村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年清川村条例第16号）、清川村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年清川村規則第13号）、清川村フルタイム会計年度任用職員の級及び号給の決定に関する規則（令和2年清川村規則第11号）及び清川村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（令和2年清川村訓令第2号）で定めるところによる。

### (隊員の要件)

第3条 隊員は、次に掲げるいずれにも該当する者の中から村長が任用する。

- (1) 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。）の都市地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法奄美群島振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法に指定された地域（以下、本条において「条件不利地域」という。）を有する市区町村以外の市区町村の区域をいう。）ならびに政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市をいう。）のうち、条件不利地域指定対象区域以外の区域に生活の拠点があり住民票を置く者。ただし、村長から任用を受ける前に本村に生活の拠点を移し住民票を異動した者は含まない。
- (2) 地域協力活動に積極的に取り組むとともに、地域活性化に取り組む意欲のある者
- (3) 隊員の活動終了後も村内において定住し、就業又は起業しようとする意欲のある者

### (隊員の活動)

第4条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する活動を行うものとする。

- (1) 地域行事、コミュニティ活動、地域ブランド創造などの地域おこしの支援
- (2) 農林水産業従事
- (3) 水源の保全及び監視活動
- (4) 環境保全活動
- (5) 地域住民の生活支援
- (6) 前各号に掲げる活動のほか、村長が必要と認める活動

(隊員の任用期間)

第5条 隊員の任用期間は、一会計年度を超えない範囲内とし、最長3年まで任用することができるものとする。

(営利企業等の従事制限)

第6条 隊員は、隊員の活動の妨げにならない範囲において、村に定住するために、協力隊の延長又は他の営利活動により、村が支給する給与以外の収入を得ようとする場合には、あらかじめ村長に申し出て許可を得なければならない。

(退職)

第7条 隊員は、自己都合により任期の途中において退職を希望する場合は、原則として、退職希望日の30日前までに申し出なければならない。

(守秘義務)

第8条 隊員は、その活動により知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(村の業務)

第9条 村は、隊員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する指導及び支援
- (2) 隊員が地域における生活及び定着するための支援
- (3) 隊員の活動の取り組み状況及び活動の成果等の情報発信
- (4) 前各号に定めるもののほか、隊員の活動に関して必要な事項

2 村は、前項に規定する業務を当該業務の実施が可能と認められる者に委託することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関する必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月30日から施行する。
- 2 清川村地域おこし協力隊事業実施要綱（平成28年清川村要綱）は、廃止する。